

A5 裁判員を務めるための休暇は公民権の行使として労働基準法で認められていますが、休暇制度を設けることまでは義務づけていません。公民権行使のための休暇を有給にするか無給にするか等のルールはあらかじめ決めておいた方がよいでしょう。